

元文科教第194号  
令和元年6月28日

各都道府県知事 殿

文部科学省総合教育政策局長  
清水



令和元年度学校教員統計調査の実施について（依頼）

文部科学省では、学校の教員構成並びに教員の個人属性、職務態様及び異動状況等を明らかにする目的で、「学校教員統計調査（基幹統計調査）」を3年周期で実施しており、本年度が調査実施年にあたるため、学校教員統計調査規則（昭和28年文部省令第12号）に基づき、別添「令和元年度学校教員統計調査要綱」のとおり実施します。

については、私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校も調査対象となりますので、これらの学校について、貴都道府県教育委員会から協力依頼があった際には、よろしくお取り計らい願います。

【本件に関する問い合わせ先】

文部科学省総合教育政策局

調査企画課 縦断調査係

電話 03-5253-4111  
(内線3252, 3251)

FAX 03-6734-3714

メール chousa@mext.go.jp



# 令和元年度学校教員統計調査要綱

## 1 調査の名称

学校教員統計調査

## 2 調査の目的

学校の教員構成並びに教員の個人属性、職務態様及び異動状況等を明らかにすることを目的とする。

## 3 調査対象の範囲

### (1) 地域的範囲

全国

### (2) 属性的範囲

幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校について次のとおりとする。

(1, 2, 3 … 12は、調査票の様式番号を示す。)

調査の種類		学校調査 △：個人調査に抽出されたなかった学校 ×：実施しない	教員個人調査 ○：全ての学校の本務教員全員 △：抽出された学校の本務教員全員 ●：全ての学校の本務・兼務教員全員 ▲：抽出された学校の本務・兼務教員全員	教員異動調査 ○：全ての学校の採用・転入・離職本務教員全員 ×：実施しない
調査の範囲				
幼 稚 園	国 立	×	○	
	公 立	△	△	○
	私 立	△	△	○
幼 保 連 携 型 認 定 こ も り	国・公・私立	×	○ 2	○
小 学 校	国 立	×	○	
	公 立	△	△	○
	私 立	×	○	○
中 学 校	国 立	×	○	
	公 立	△	△	○
	私 立	×	○	○ 12
義 務 教 育 学 校	国・公・私立	×	○ 5	○
高 等 学 校	國立全日制	×	○	
	公 全日制	△	△	○
	定時制	△	△	○
	立 通信制	×	○	○
	私 全日制	△	△	○
	定時制	×	○	○
	立 通信制	×	○	○
中 等 教 育 学 校	国・公・私立	×	○ 7	○
特 別 支 援 学 校	国・公・私立	×	○ 8	○
大 学	国・公・私立	×	● 9, 10	○ 9
高 等 専 門 学 校	国・公立	×	● 11	×
專 修 ・ 各 種 学 校	私 立	×	▲	×

(注) 「教員個人調査」の調査対象校の選定方法については別に定めるところによる。

## 4 報告義務者

学校の長

## 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

### (1) 報告を求める事項（詳細は別添調査票のとおり）

#### ア 学校調査

別添の学校調査票により、性別、年齢別、職名別本務教員数を調査する。

#### イ 教員個人調査

別添様式第1号から第11号に定める調査票により、次の事項を調査する。

(ア) 性別、年齢及び職名

(イ) 学歴、勤務年数

(ウ) 教員免許状の種類

(エ) 担任の状況

(オ) 週担当授業時数

(カ) 給料月額

#### ウ 教員異動調査

別添様式第9号及び第12号に定める調査票により、次の事項を調査する。

(ア) 採用・転入・離職の別

(イ) 性別、年齢及び職名

(ウ) 学歴（採用・転入者のみ）

(エ) 採用・転入前の職業等又は離職の理由

### (2) 基準となる期日又は期間

ア 学校調査 令和元年10月1日現在

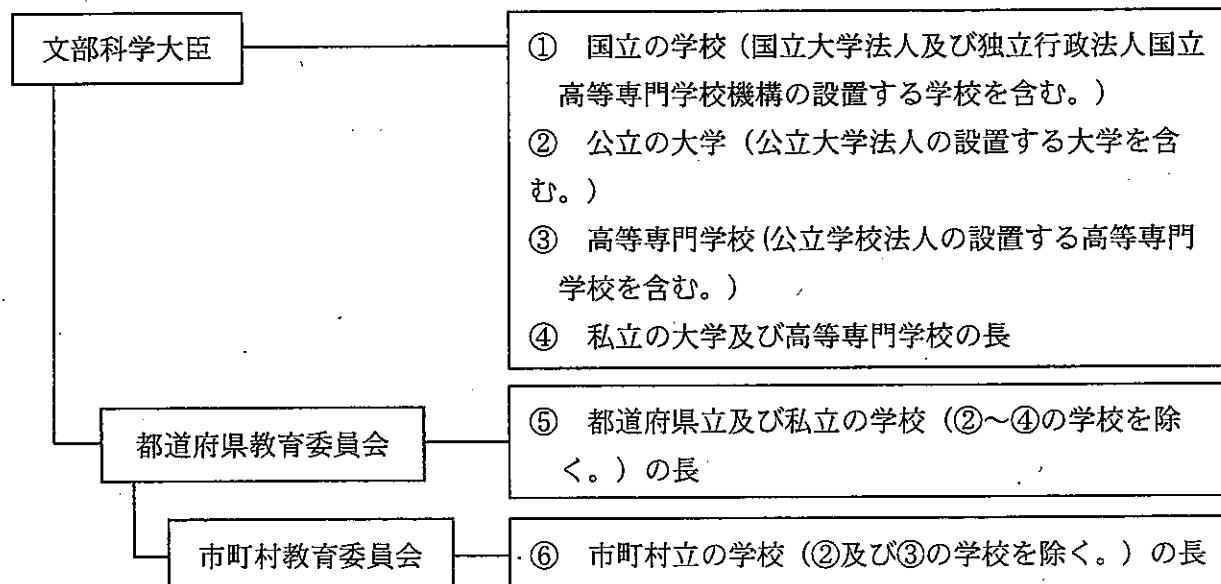
イ 教員個人調査 令和元年10月1日現在

ウ 教員異動調査 平成30年度間（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

## 6 報告を求めるために用いる方法

### (1) 調査組織

調査組織は、次のとおりである。



## (2) 調査方法

- ① 調査は郵送又はオンラインにて行う。
- ② 文部科学大臣は、直接又は都道府県教育委員会若しくは市町村教育委員会を通じて、報告義務者に調査票を配布する。
- ③ 報告義務者は、調査票の配布及び取集の系統に従って、文部科学大臣、都道府県教育委員会又は市町村教育委員会に調査票を提出する。
- ④ 市町村教育委員会は、提出された調査票を審査・整理のうえ、学校調査については市町村教育委員会集計表を作成し、調査票とともに都道府県教育委員会の定める期日までに、都道府県教育委員会に提出する。
- ⑤ 都道府県教育委員会は、市町村教育委員会から提出された調査票及び市町村教育委員会集計表を審査・整理のうえ、学校調査については都道府県教育委員会集計表を作成し、調査票とともに文部科学大臣に提出する。
- ⑥ 調査票の提出は、政府統計共同利用システム（以下、「オンライン調査システム」という。）を使用して、行うことができる。
- ⑦ オンライン調査システムによって調査票の提出をしようとする者は、あらかじめ、学校名、電話番号その他必要な事項をオンライン調査システムにより届け出るものとする。
- ⑧ オンライン調査システムによる調査票の提出については、文部科学省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時をもって、調査票の取集の系統に従い、文部科学大臣、都道府県教育委員会又は市町村教育委員会に提出されたものとみなす。
- ⑨ オンライン調査システムによる調査票の提出を廃止する者は、別紙様式により文部科学大臣に届け出るものとする。

## 7 調査の周期及び報告を求める期間

### (1) 調査の周期

3年

### (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

報告義務者が調査票を提出する期日は、次のとおりとする。

ア 文部科学大臣に直接、調査票を提出する者

令和元年 11 月 20 日

イ 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会に調査票を提出する者

都道府県教育委員会又は市町村教育委員会が定める期日

ウ 都道府県教育委員会

令和元年 12 月 10 日

## 8 集計事項

### 1 主な集計事項（詳細は別紙集計表のとおり）

学校種別、設置者別に次の事項を集計する。

#### (1) 学校調査

性別、年齢別、職名別本務教員数

#### (2) 教員個人調査

- ア 性別、職名別、勤務年数別本務教員数
- イ 性別、職名別、学歴別本務教員数
- ウ 職名別、免許状の種類別教員構成
- エ 性別、職名別、週教科等（講義等）担任授業時数別本務教員数
- オ 教員免許状別、担任教科別教員構成
- カ 学歴別、専門分野別本務教員数
- キ 年齢別、専門分野別兼務教員数
- ク 専門分野別、本務とする職業別兼務教員数
- ケ 都道府県別本務教員の平均年齢、平均勤務年数、平均給料月額

### （3）教員異動調査

- ア 性別、年齢別、職名別採用・転入・離職教員数
- イ 都道府県別採用・転入・離職教員数
- ウ 学歴別 採用・転入前の状況別採用・転入教員数
- エ 離職の理由別離職教員数

## 9 調査結果の公表の方法

調査の結果は、文部科学大臣がインターネットの利用及び刊行物により公表する。

## 10 調査票情報の保存期間及び保存責任者

調査票等	保存期間	保存責任者
記入済み調査票	1年間	文部科学大臣
調査票の内容を収録した電磁的記録媒体	永年	同上
関係書類	1年間	都道府県教育委員会

## 11 立入検査等の対象とできる事項

本調査の事務に従事する職員は、正確な報告の確保する特段の必要があるときは、前記5(1)に掲げる事項について、資料の提出を求め、また必要な場所の立ち入り、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。